

八街市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 22 日
条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 3 項の規定により、八街市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第 2 条 審議会は、委員 22 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市議会の議員

3 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは県の職員又は市の住民のうちから、委員を任命することができる。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じたときは、市長は速やかにこれを補充しなければならない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 臨時委員は、特別の事項に関する限り会議に出席し、審議議決することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前項に掲げる場合において、副会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数の者の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第 2 条第 3 項に掲げる関係行政機関につき任命された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において所掌する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(八街市都市計画審議会条例の廃止)

2 八街市都市計画審議会条例（昭和 48 年条例第 1 号）は、廃止する。